

広域探査発掘加速化事業／住宅等開発磁気探査支援事業における取り抜け方式について

【取り抜け方式とは】

競争入札に付す複数の案件において、落札者（候補者）を決定する順位をあらかじめ定め、先に落札者となった者のその後の入札を無効とすることにより順次その後の案件の落札者を決定する入札方式です。

【落札候補者の決定】

開札の順位は、原則として設計金額の高い順に設定し、落札候補者の決定は、原則として開札順に行います。

先の案件で落札候補者となった者が、その後案件にも参加している場合はその入札を無効として取扱います。

（例 1）

取り抜け案件グループ 1						
案件その①			案件その②		案件その③	
設計金額2,000万円			設計金額1,900万円		設計金額1,800万円	
A 社	1,700万円	落札候補者	1,600万円	無効（取り抜け）	1,550万円	無効（取り抜け）
B 社	1,800万円		1,650万円	落札候補者	1,600万円	無効（取り抜け）
C 社	1,850万円		1,700万円		1,650万円	落札候補者
D 社	1,900万円		1,800万円		1,700万円	

【対象案件の指定】

原則、同一日に開札される同一地域、同一種別の案件を 1 つの取り抜け案件グループとして設定します。

取り抜け案件グループの設定は別添のとおりです。

1 の取り抜け案件グループで落札候補者になった者も別の取り抜け案件グループでは落札候補者になることが出来ます。

（例 2）

取り抜け案件グループ 2						
案件その④			案件その⑤		案件その⑥	
設計金額1,700万円			設計金額1,600万円		設計金額1,500万円	
A 社※	1,400万円	落札候補者	1,300万円	無効（取り抜け）	1,250万円	無効（取り抜け）
D 社	1,500万円		1,350万円	落札候補者	1,300万円	無効（取り抜け）
E 社	1,550万円		1,400万円		1,350万円	落札候補者
F 社	1,600万円		1,500万円		1,400万円	

※ A 社はグループ 1 の案件その①の落札候補者でもあることから案件その①と案件その④、 2 件の落札候補者となる。